

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に対する取組み

医療法人 誠晴會 ふきあげ納富病院

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取組みを実施しております。

1. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者
 - ・看護部長 東 和美
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ・勤務時間:平均 週40時間
 - ・2交代の夜勤に係る配慮:勤務後の暦日の休日の確保
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議
 - ・開催頻度:2回／年
 - ・参加人数:平均8人／回
 - ・参加職種:医師、看護師、薬剤師、事務職員
- (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
 - ・院内掲示

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

- (1) 業務量の調整
 - ・なるべく時間外労働が発生しないような業務量の調整
 - ・看護要員の増員
- (2) 看護職員と他職種との業務分担の継続的な見直し
 - ・薬剤師、医療事務職員、臨床検査技師、臨床工学技士、社会福祉士
- (3) 業務量の調整
- (4) 看護補助者の配置
- (5) 半日、時間単位での有給休暇の取得促進
- (6) 非正規社員の希望による正社員への雇用形態転換
- (7) シフト間隔の確保
- (8) 月平均夜勤時間70時間以内（令和7年度の年間平均夜勤時間68.5時間）
- (9) 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮
 - ・夜勤の減免、回数を減らす等の対応
 - ・半日、時間単位とした子の看護休暇の取得
 - ・日曜、祝日の勤務日数の配慮
 - ・所定労働時間の短縮
 - ・他部署等への配置転換
- (10) 職員の健康支援
 - ・年間5日間の検診(健診)休暇制度
 - ・感染症に対する特別休暇制度
- (11) 家人の介護が必要な職員に対する対応
 - ・夜勤の減免、回数を減らす等の対応
 - ・半日、時間単位とした介護休暇の取得
 - ・他部署等への配置転換